NPO法人成年後見安心サポートネット熊本
理事長　井芹　浩文
〒860-0847　熊本市中央区上林町1番28
上通センタービル305号
Tel　：096-288-3292
Fax　：096-288-3293
URL　http://anshin-net.jp
Email：anshin-snk@aioros.ocn.ne.jp

「新型コロナウイルスを乗り越えて」

NPO法人成年後見安心サポートネット熊本
理事長　井芹　浩文

当初、新型コロナウイルスは二年もすれば下火になるかと思われたが、案に相違して三年以上過ぎても一向に終息の兆しがない。新型コロナウイルス感染拡大により、令和二年度、三年度と相談件数・受託件数とも大幅に減少した、令和四年度に入っても減少傾向は続き、法人としての経営は深刻な打撃を蒙っている。

ささえりあからの相談が救い

当法人が業務を拡大していくには、何と言っても無料相談会が欠かせない。市民の方が最初に接触して来られるのが相談会だからだ。ところが、その相談会が、会場であるウエルパルの閉鎖に伴い開けなくなったのだから途方に暮れてしまった。

そうしたなかでそれなりに相談が舞い込んできたのは、地域包括支援センター（熊本市では「ささえりあ」という）から紹介があったからだ。いま熊本での高齢者福祉を考えるときに、キーマンの役割を果たしているのが「ささえりあ」と言える。身体的な問題が生じたとき、相談者が介護制度を利用できるよう手配してくれる。そのうえ介護制度を超える金銭管理や生活管理などに問題がある場合、当法人に相談される。例えば、一人暮らしで身元保証人がいない方で、賃貸借契約をしなくてはならない人の例などがある。相談者が相談会に来れない状況で、相談者と当法人をつないでくれたのが「ささえりあ」だった。感謝したい。

見守り契約の大事さ

任意後見契約というのは、本人が元気な時に「転ばぬ先の杖」として契約されるので、契約を結んでから「身上監護委任契約」（古くは「財産管理委任契約」）が発動されるまで数年かかることもある。その間、「見守り契約」を結んで、契約者と連絡を取りつつ本人の状況を見守ることをやっている。

そういう見守り契約の大事さを痛感させる事例が、最近あったので報告させていただく。

一人は長年、市内のマンションで元気に暮らされていた方が、一人では日常生活を過ごすのが少し困難になりつつあったので、まずは市職員による介護認定に付き合い、さらに施設探しを希望されたので、当法人の会員が付き添っていくつかの施設を見て回り、入所先の決定を手助けした。もし見守り契約がなかったら、これほどスムーズに入所先を決めることはできなかったように思う。

もう一人は、それこそ突然に訪れた対応だった。ある銀行支店から「安心サポートネット熊本ですか。お宅の緊急連絡カードを持っておられる方が窓口で倒れられ、救急車を呼んだところです」と電話があり、消防局に問い合わせて搬送先を聞き出し、熊本市民病院に駆け付け、さらに再搬送された先の日赤病院にも同行した。手術が終わるまで待機し、入院手続きをすべて行った。その間、東京におられるご家族とも連絡を取ったが、その後の転院も含めて、新型コロナの拡大の状況下ではご家族はなかなか来熊できず、見守り契約の中で対応した。その後、新型コロナの合間を見てご家族が来熊されたとき、当方で下見をしていた複数の施設を見てもらい、入所先を決めてもらった。

未成年者の任意後見契約

令和四年四月から改正民法が施行され、成人年齢が二十歳から一八歳に引き下げられた。最近、いま十七歳の知的障がい者のお子さんを持つ方が相談に来られて、法定後見ではどういう人が後見人になるか不安なので任意後見契約を結びたいとの申し出があった。

いろいろ調べたら大阪のNPOで未成年者の任意後見契約を、両親が親権を行使して契約を結んでいる例が分かったので当該NPOに公正証書の書き方などのアドバイスを受け、さらに熊本公証人役場の内田公証人にも相談して未成年者の任意後見契約を締結した。実施までかなりの時間が見込まれるなど問題もありそうだが、親としては一つの安心を手に入れたことにはなるし、何よりきょうだいの将来の不安は解消できることになると確信する。

熊本地区の成年後見制度の担い手

市民後見人育成研修の成功を祈念して

安心サポートネット福岡
理事長　森山　彰

安心サポートネットグループの業務は、相談者との対面により後見等のニーズを把握し、対面に基づき事務処理を行って、相談者の安心・安全を提供する業務ですから、令和二年以降、第七波に及ぶコロナ禍のため、相談者との関係が断ち切れたように疎遠になりますと、事業活動が大きく制約を受け、沈滞せざるを得ません。それにもかかわらず、何とか各事業を支障なく遂行されてきたことは、井芹新理事長のリーダーシップのもと、安心サポート熊本の全役員及び会員の皆さんが、強い使命感を持って努力された結果でありまして、ここに安心サポートネットグループを代表し、心から敬意と謝意を表したいと思います。

さて、安心サポート福岡でもコロナ禍で苦戦しています。事件受託が低迷しているほか、コロナ禍における緊急事態宣言により令和三年六月開催予定の**第五回市民後見人育成研修**が九月に延期を余儀なくされ、その九月開催も同じ理由で再延期となりました。我慢を重ね、何とかコロナ禍の波の鎮静化した期間を捉えて、やっと今年の一月八日に開講式を迎えることができました。本研修は、四月九日の閉講式まで十日間、総研修時間五十時間で、三十六名の研修修了者に修了証書を手渡すことができました。

ご承知の通り、当法人は今二月一日に久留米出張所を開設しました。この出張所を拠点に、「NPO法人安心サポートネット久留米」（仮称）を設立する計画です。現在その基盤づくりのため、七月三十一日に開講した**久留米地区市民後見人育成研修**を実施中です。研修のレベルは第五回研修と全く同じです。

久留米のNPO法人の設立には、平成二十一年行われた「熊本版市民後見人育成研修」において、研修履修者の有志が相語らって、安心サポートネット熊本を設立した、その方式に見習うこととしています。地域後見の見地からも、何とか実現にこぎつけたいと考えています。

さて、去る三月二十五日**第二期成年後見制度利用促進基本計画**が、「尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進」というサブタイトル付きで、閣議決定されました。

この第二期計画で、特に注目を引くのは、**優先して取組む事項**が明らかになったことです。**その第一が「任意後見制度の利用促進」**であり、**第二は、「後見人等の担い手の確保・育成の推進」**であります。安心サポートネットグループは、この第一と第二の優先事項は、この数年来、事業計画の重点目標として、その実現に取り組んでまいりました。

第一の任意後見の利用促進については、平成二十七年以降受任体制の基軸を法定後見から「任意後見移行型」に移行し、移行型それ自体を身上保護重視、意思決定支援の観点から改良して、利用者に分かり易く、親しみ易い任意後見制度として利用促進を図ってきました。

第二の優先事項は、二つの課題が含まれています。その一つ目の課題は、市民後見人や法人後見を支える職務担当者、つまり**後見制度の担い手の確保・育成の推進**であり、二つ目の課題は、法人後見の主体、すなわち**法人後見を事業目的とする法人の設立支援や育成**です。

安心サポート熊本は、本年九月から第二回市民後見人育成研修を開催する予定だったところ、コロナ禍のため、残念ながら三か月の延期を余儀なくされました。今回の研修は、安心サポート熊本にとっても、処理体制の充実、後継者育成等の観点から大変重要な意義のある研修ですから、是非とも成功させる必要があります。その成功要件として、第一に研修カリキュラムですが、それは充実した科目と講師で編成され、魅力的ですから大丈夫として、第二の受講生の募集活動ですが、これは、コロナ禍を打ち負かす程強力であることが必要であります。

熊本の役員及び会員の皆さんにおかれては、なにとぞここに焦点を絞り、知恵を絞って、強力で効果的な募集活動を展開されますよう期待しています。当法人も、募集活動には、側面からできるだけ応援を行う方針で臨みますので、ウイズコロナ下の研修として是非とも成功していただくよう念願しています。

前回の開講式

前回の研修会場

安心サポートネット熊本
第二回市民育成研修

安心サポートネット熊本
副理事長　両角　順一郎

第一　育成研修の開催目的

超高齢社会の進展に伴い、認知症高齢者の皆さんの安心安全な生活を確保するため、成年後見制度の利用促進は喫緊の課題である。当法人は、「判断能力の不十分な高齢者、障がい者の皆さんが、いつでも、どこでも、容易に成年後見制度を利用して、安心した生活を送ることができる社会を作ろう！」という「地域後見の実現」の理念のもと、地域社会のニーズに応えられる最適の後見人は「市民後見人」であり、また、本人に寄り添い、本人の生活介護、医療面でのサポートに重点を置く「身上保護重視の後見」を実現できるのも「市民後見人」だと自認している。

そこで、市民後見人育成研修を本年九月から実施するよう計画を推し進めてきたが、新型コロナの感染拡大によって熊本市の医療非常事態宣言を受け、十二月から開始することにした。必ず成果を上げ、地域住民の皆さんのニーズに応えていきたい。

第二　育成研修の概要

熊本県、熊本市をはじめ周辺自治体、県社会福祉協議会、新聞社等のメディアから幅広く後援を得ている。

（一）研修の期間及び場所

⑴ 開催日　令和四年十二月から令和五年三月までの土曜日に開催計八日間

⑵ 時　間　毎回十時～十七時の六時間　総時間　四十八時間

⑶ 場　所　熊本県婦人会館　2F研修室（熊本市中央区水道町一四-二一）

電話〇九六(三五四)五六五〇

（二）研修科目及び講師陣

⑴ 研修科目　後見人の職務遂行に必要な法律実務から福祉・介護分野に至るまで広範な科目が対象

⑵ 講師陣　大学教授、弁護士、行政書士、関係庁専門職等極めて質が高く、実務面も明るい専門家で構成

（三）研修参加者の応募等

⑴ 募集人員　四十名、すべて公募とする。

⑵ 受講資格等　年齢四十歳以上、当法人等の支援を受けて、市民後見人を目指す者、又は当法人及び成年後見制度の分野において指導的な立場で活躍を希望する者

⑶ 受講料　一万円（教材費等一切を含む）

⑷ 研修修了者の待遇

①認　証：研修修了者には、当法人が「成年後見人育成研修修了者」として認証を行う。

②正会員：研修修了者が後見人としての活動を希望すれば、「正会員」として受け入れ、当法人の指導監督のもとに活動の場を提供する。家庭裁判所に対する法定後見の市民後見人候補としての登録も考慮する。

③賛助会員：将来、市民後見人となることを視野に後見・相続問題の勉強を続けたい場合は「賛助会員」として受け入れ、正会員とともに研究会等への参加を認める。

⑸ 申込方法

①申込用紙の取得方法：当事務所ホームページから「申込書」（ワード文書）をダウンロードするか、電話かFAXにて送付先をお知らせください。

②申込に必要なもの：「申込書」用紙に所要の記載をしたうえで、「成年後見制度に関して思うこと」又は「超高齢社会に関して思うこと」をテーマとする作文（四〇〇字以内、形式は特に定めない）を提出してください。

③申込書の送付方法：当事務所宛に郵送またはFAXするか、当事務所E-mailアドレス宛に「申込書」及び作文を添付してメール送信してください。

④申込期限：令和四年十月三十一日（月）

⑹ 結果通知　研修受講者の決定は、原則として申込み先着順とするが、応募者多数の場合は書類選考により受講者を逐次決定し、遅くとも十一月十二日（土）までには、応募者全員に対してその結果を通知する。

（第一回市民育成研修）

（講師による講義）

《申込み及び連絡先》
〒860―0847
熊本市中央区上林町1番28号上通センタービル305号
NPO法人成年後見安心サポートネット熊本
TEL：(096) 288-3292　FAX：(096) 288-3293
HP　http：//anshin-net.jp
E-mail:anshin-snk@aioros.ocn.ne.jp

第十二回通常総会報告　令和四年五月

令和四年五月十四日午後一時半から当法人事務所で理事長以下八名参加のほか書面表決者十七名、委任状提出者五名の計三十名で第十二回通常総会が開催された。

総会では、①令和三年度事業報告、②令和四年度事業計画、③プロジェクトチームの課題と編成、④定款改正―の四議案が審議対象となり、両角議長の議事進行により全議案とも原案通り可決された

令和三年度年度事業報告総括

令和三年度は前年度と同様に新型コロナウイルス感染が収束せず、当法人は大きな困難を強いられた。相談会も前年度同様に中止に追い込まれたため、当法人の事業を十二分に展開することができなかった。

そうしたなかで、第一の「任意後見移行型を基軸とした受任体制の整備」に関して、相談会の中止のため、研究会などを通じた地道な受任体制の整備を心掛けた。

第二の「人材育成」に関しては、令和四年度に「第二回市民後見人育成研修」を実施する計画を立て、カリキュラムの策定、講師依頼、名義後援依頼など具体的な作業を令和三年度中に開始した。

第三の「地域後見の推進」に関しては、家庭裁判所や熊本県、熊本市など行政機関との連携が不十分だとの反省から、市民後見人育成研修会においても、関係機関の担当者を積極的に講師として招くなど連携強化を図るよう努めた。

㈡　事業収入の状況

当法人の財政の安定度を示す当年度の事業収入総額は金二八六万二四三六円で、対前年度比八九・一％と減少した。

収入区分毎に前年度と比べると、会費収入は減少したが、寄付金収入は微増。前年度にあった持続化給付金は支給されなかった。事業収入では、その時に完結する「第一種事件」収入は、遺言執行が二件あったため対前年度比一七五・二％と大幅に増加。継続して支援を行う「第二種事件」は対前年度比七三・四％と減少した。

㈢　安心サポートネットグループ効果

福岡での月一回の後見研究会には、新型コロナの感染拡大にもかかわらず可能な限り参加した。福岡と合同の自然と親しむ会は、コロナ感染の谷間を見て、十一月二十三日、菊池市の鞠智城や菊鹿ワイナリーを中心に、熊本が主催して開催した。

令和四年度事業計画

令和四年度事業計画の重点目標として次の四点が了承された。

①月1回の無料相談会を複数回開催するよう努力する。

②今年九月から第二回市民後見人育成研修会を開催すべく準備する。

③福岡本部のDX研究会の動きに合わせて、将来のIT化を見据えて蓄積されたデータの組織的な保存、活用を図る。

④既契約者の契約内容を総点検する。

定款改正

現行規定では、役員任期は「二年間」とされる。総会が任期切れ後に開催された場合の「任期伸長」規定はあるが、総会が任期切れ前に行われた場合の旧役員の「任期短縮」規定を新たに置く。新役員が総会後直ちに活動できるようするためだ。

令和四年度　役員

理事長	井芹　浩文
副理事長	両角　順一郎
理事	森山　彰
理事	北本　節代
理事	村上　泰幸
理事	岩瀬　清治
理事	才竹　紀美子
理事	内村　直子
理事	井芹　護利
監事	永野　和久
監事	緒方　真美

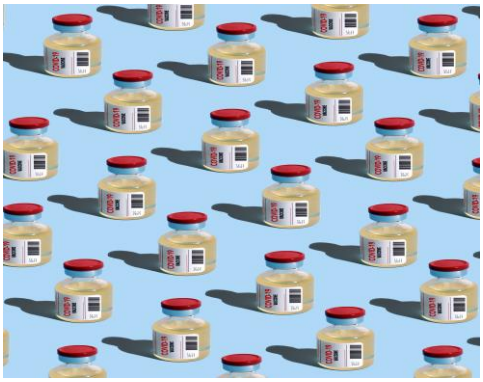

令和三年度　相談・事件受託件数

相談会場	相談件数		事件受託件数	
	令和3年度	令和2年度	令和3年度	令和2年度
ウエルパル	10	32	法人　0	法人　0
事務所	26	17	法人　6	法人　6
その他	6	19	法人　2	法人　6
			会員　0	会員　2
合計	42	68	法人　8	法人　12
			会員　0	会員　2

事件拡大チームからの報告

チームリーダー　井芹　浩文

新型コロナウィルスの感染拡大によって、当法人の活動全般、わけても事件受託活動は大きな制約を受けた。令和三年度の相談件数・事件受託件数とも、新型コロナ拡大で減少していた前年度のさらに三分の二にまで減少した。うち重点を置いている任意後見契約も新規は一件しかなかった。極めて深刻な事態であると言わざるを得ない。

さらに七月から八月にかけて新型コロナの感染が「第七波」となっている状況下では、今年度も相談件数・受託件数とも大きな伸びは期待できない状況である。ひたすら新型コロナ感染の鎮静化を待ち。相談会の複数回開催に努めたい。

その意味では拡大ではないが、既に任意後見契約を結んでいる方や執行付き遺言を委任されている方に関して、身上監護の開始等に備えるための精査にも時間をかけることができる。

後見実務研究会からの報告

チームリーダー　両角順一郎

認知症、障がい者を守る成年後見制度が施行されたのは、平成十二年であるが、逐年増大する対象者に比して成年後見制度の利用が伸び悩んでいる。近年の統計では平成二十六年末十八万四千件に対し、平成三十年末二十一万八千件と低調である。

ネックとなるのが、利用者は後見人に報酬を払い続けなければならず、本人にとって経済的負担が重いということである。また、いったん利用を開始すると途中で止めたり、後見人の交代ができないといった課題もある。

成年後見制度の利用促進に関する法律が平成二十八年五月に施行された。令和元年には、市町村が中核となって裁判所、福祉団体等が地域連携ネットワークとして組織的に連携し、成年後見制度を必要とする方が安心して利用できるよう地域で支える取り組みが行われている。しかしながら、その実効性は見えてこない。

今年になって、利用者にとって使いやすい成年後見制度にする新たな動きがある。後見人が必要な時だけ使えるようにするほか、後見人を柔軟に交代できるようにする法改正を法務省が検討を進めているようで、将来、利用が伸びると期待できる。

社会において法律は無数にあるが、なかでも民法は万人に直結する法律といえる。安心サポートの会員が目指すは、まずは認知症高齢者の安心安全な生活を追求するための関係条文の習得であろう。また、相続、遺言、死後事務などに関する法律のほか、福祉サービスの仕組みなども学ぶ必要がある。

このように、後見実務研究会における協議テーマは多様で、材料には事欠かない。実務研の講師役を務めて久しい法律家の赤星憲志さんでも、条文は繰り返し熟読しないと身に付かないと断言する。

後見実務研究会の活動目的は、市民後見人としての人材育成を図ることを第一義としており、参加者誰もが後見事務処理能力を向上させるべく探究心を持ち続けることが肝要である。

啓発宣伝・デジタル化推進チームからの報告

チームリーダー　岩瀬　清治

昨年六月からデジタル化推進チームが動き出して一年が経過しました。作業の第一ステップとして、森山理事長より四項目が提示されました、

（ア）当法人のホームページの維持管理

（イ）例規・通達類の検索利用

（ウ）各種処理報告書の作成・利用

（エ）各種研修資料の検索・利用、

第一ステップ、第二ステップと段階的にデジタル化の対象範囲を広げＡＩが必要な業務に拡大したい。この方針を基に研究を重ね、やっと今年八月双方の具体策が討議されて、前へ進みつつあります。

職務担当者の基本業務である、後見処理日誌及び収支計算書の作成が、ＡＩによって適正処理の指導・助言や不正・不当処理の防止、更には、判断能力の不十分な高齢者・障害者の尊厳ある自立した生活の面で大きな効果を上げることが期待されます。

熊本の啓発・宣伝チームとしての行動は、コロナ化で、本来の活動が出来ず最小限の仕事しか出来ていません。ホームページ更新による必要最小限の活動です。安心の広場一〇号の発行は三ヶ月遅れで作業中です、十月には皆様にお届け出来るよう頑張っています。

九月開始予定だった、第二回市民後見人育成研修はコロナ第七波の感染拡大で三ヶ月延期し、一二月開講を目標に、理事長、副理事長のリーダーシップの基、準備中です。ホームページにはその内容を掲載していますので、会員の皆様の、ご協力をお願い致します。育成研修を成功させ、会員の増員を図りましょう。

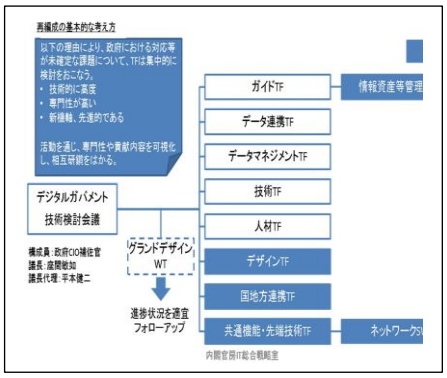

地域後見の現場から

法定後見10年の浮き沈み

理事　岩瀬　清治

当職がKさん（昭和七年生まれ九〇歳）の職務担当者として後見人に就任したのは、十一年前（平成二三年）の六月でした。当時の土森理事長より職務担当者辞令を受け取りました。当時は、熊本版市民後見人育成研修を受講、その後結成されたNPO法人成年後見安心サポートネット熊本の設立に参画し、月一回の実務研修を受講していました。

平成二三年四月に申立てたKさんの法定後見の審判が、同年五月に熊本家裁より後見開始審判がなされ、後見人に安心サポートネット熊本が選任されました。Kさんの入所先が玉名だったために、職務担当者として玉名在住の当職が指名を受け、受諾し、現在に至っております。

Kさんは前夫と死別した後、現配偶者と約一五年の同居生活を経て平成二〇年三月に婚姻した。同居生活時は仲むつまじく、自宅庭にて盆栽や、花壇作りに精を出していたが、婚姻後、又養女との養子縁組後は状況が一変した。

Kさんはかねてから持病（心臓病、脳梗塞）があり、家事作業が出来ない事から夫婦で施設に入所したが、ここから悲劇が始まりました。

夫婦仲が悪くなり、施設内で別居、養女からは「全部の通帳を渡さないと身上介護をしない」と言って金銭管理を渡すよう強要してきた。

このため、実兄はこれ以上の生活は続けさせられないと判断し離婚、遺言、養子縁組破棄の法廷訴訟に踏み切られました。その手伝いが最初の難関でした。

裁判はお陰様で勝訴し、最小限の費用でKさんの自由と財産を守ることが出来ましたが、後見人として、どこまで差し入って良いのか解らず、出しやばった行動で、弁護士、法人理事長には大変なご迷惑をおかけしたことを反省しています。

その他の定例業務については、後見日誌、財産管理、身上看護等、裁判所への報告に対しましては、何のトラブルも無く後見人業務を遂行して一〇年が過ぎました。

Kさんは五年前に介護度5と診断され、意思疎通が出来なくなりましたが、月一回の面談時、目が合うとニッコリの表情をしてくれます、このことが、後見人としての喜びです。

あと何年生きられるか解りませんが、Kさんの人権を守り、財産を相続人の姪御さんに引き渡すまで後見人として頑張る所存です。

低所得者の成年後見保佐の担当者として思うこと

正会員　有田　明美

私はケアマネージャーの仕事を行っており成年後見制度が未だ世の中に周知されていない頃に認知症の利用者様に勧めた事がきっかけで興味を持ち、自身の仕事に役に立てようと思い当会に所属致しました。丁度その頃に私の地元である氷川町の保健師より紹介を受けて一名職務担当させていただいています。一番難しかった事は認知症の為、記憶が無く親戚の方との関わりが薄く後見申請時の財産目録作成等が進まず、申立人を探す事でした。当初は補助でスタートし、認知症の進行に伴い保佐の申請に切り替え今は被保佐人です。

自宅での一人暮らしが出来なくなり現在はグループホームに入居されていますが支援の途中で預金が二度底をつき一度目は自宅売却で生活費を充当しましたが、その後、二度目では生活保護の申請を行い被保護者となっています。

生活困窮者の支援で一番困ったことは、勿論金銭問題ですが、少ない預金の中から施設入所の費用と自宅の保全に不必要と思われるような支出が続く事でした。特に台風などの自然災害には大きな損害が無いように祈りました。最終的には裁判所に申請して家屋の売却の許可が下り安堵した覚えがあります。その際には当会の皆さんの協力、助言を頂きスムースに自宅売買が出来ました。職務担当者としてこれほどありがたい後ろ立てはありませんでした。

私のわがままで後見費用は「無し」で受託させていただいておりますが、当会の理事長はじめ色々な方々のご協力があり今まで無事にやって来られています。今後は更に、世の為・人の為に責任と誇りをもって支援を続けようと思っています。最後に、このような振り返りの機会を与えて頂き感謝しております。

最近の「後見」ニュースから

▽民法改正の検討

法務省が成年後見制度の民法改正を検討している。現在の成年後見制度には、①利用し始めたら、途中で後見人を交代させるのが難しい、②必要なくなっても原則、利用をやめられない、③後見人に報酬を払い続けなければならず、経済的に負担だ、④報酬額に明確な基準がなく、いくらかかるか分かりにくい、⑤本人や家族の意思を尊重しない後見人がいる―などの課題があるとされてきた。そこで法務省が検討している改正のポイントは、①後見人を必要な期間だけ使えるようにする、②後見人の交代を柔軟に行えるようにする、③後見人報酬を分かりやすくする―などだ。法務省は公益社団法人の商事法務研究会と共同で六月に有識者研究会を設置して民法改正の検討を始めた。実現すれば平成十二年の後見制度導入以来の大幅改正になるが、政府は令和八年の国会提出を目指しており、まだ時間はかかりそうだ。（8月13日付熊日）

▽弁護士後見人の着服事件

熊本県警は七月二十七日、八代市の夫婦の遺産相続の代理人として管理していた口座から約二千三百七十万円を着服したとして、業務上横領の容疑で弁護士平田秀規容疑者（四十九歳）を逮捕した。滞在先の福岡市のホテルだった。熊本地検は八月十八日、追送検分の約二千六百万円も含めて約五千万円を着服したとして起訴した。もともとは熊本家裁の調査で発覚したもので、家裁は三月に成年被後見人らの口座からの八千万円余りの不正流用の疑いで熊本地検に告訴していた。熊本県弁護士会によると、平田弁護士による流用額は「一億円以上」とも言われ、当人は「競馬に使ってしまった」と話しているという。こういう弁護士がいるから後見制度に二の足を踏む人が絶えないのだ。この事件の後見活動全般への悪影響は測り知れず、憂慮に耐えない。（3月10日付、同17日付、7月28日付、8月19日付熊日）

▽第二期成年後見制度利用促進基本計画

政府は成年後見制度の利用を促すため二〇二二年度からの次期基本計画をまとめた。見直しの柱の一つが後見人の交代の推進だ。不動産取引や相続など専門知識は必要な場面は専門職の力を借り、日常生活の支援が中心になった場合、親族や市民後見人に交代する「リレー方式」を想定している。ただ、市民後見人の割合は現在、一％に過ぎず担い手不足が懸念され、市民後見人の養成が急務だとしている。業務の負担に応じて報酬を決める必要を指摘。成年後見制度は途中で制度の利用をやめられないことが「利用をちゅうちょする原因になっており、大きく転換しなければならない」と指摘し、「必要な範囲・期間で利用できるようにする」などの指摘も行っている。なお政府は記事後の三月二十五日、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定した。（2月18日付読売）＝以上文責・理事長井芹浩文

第九回 福岡・熊本合同懇親会 菊池方面の旅

令和二年十月十八日に計画していました福岡・熊本の合同懇親会はコロナ禍の拡大で延期されていましたが、やっと「菊池方面の旅」を令和三年十一月二十三日に実施することが出来ました。参加者は福岡二十四名、熊本十名の合計三十四名でした。

最初に訪問したのは三年前にオープンした菊花ワイナリーでした。思い思いにワインの試飲と購入をした後、久しぶりの再会を喜び合いました。

次に国史跡の鞠智城の前で集合写真を撮り、温故創世館で展示と映像を見て貴重な歴史研修をさせていただきました。

最後は菊池市民広場にある南北朝時代の英雄、第十五代当主菊池武光騎馬像前で集合写真に収まり、秋晴れの紅葉の中で有意義な研修を済ませることが出来ました。

残念なことですがこの合同懇親会は、この第九回で終了することになりました。

九回の懇親会は全て有意義で価値ある懇親会であったことを誇りに思います。再度このような催しが立ち上がる事を祈念致します。

無料相談会のお知らせ

現在、毎月、ウエルパル熊本において「成年後見無料相談会」を開催しております。なお熊本市中央区上林町の当法人事務所においては、常時無料相談を受け付けております。

【無料相談会】

★ 開催日時
・十月二十五日（火）
・十一月二十一日（月）
・十二月十九日（月）
・一月二十四日（火）
・二月二十三日（木）
・三月二十八日（火）

★ 開催場所
「ウエルパルくまもと」一階
熊本市中央区大江五―一―一

★ 相談事項
・成年後見制度
・身上監護、財産管理等
・遺言、相続等

★ 担当者
・井芹理事長、両角副理事長ほか事件受託拡大チームの専門家が相談を受けています。

★ 広報
・「熊日タウンパケット」への広告掲載のほか、ささえりあ等へのチラシ配布、新聞各社に短信記事掲載を依頼しています。

正会員募集の案内

★ 正会員の要件
安心サポートネットの設立の趣旨、目的に賛同し、かつ、この法人の事業の実施に必要な専門的知識と技能を有する方、または、その取得に意欲を燃やし、努力を惜しまない方であることが必要ですが、その要件を満足する方ならどなたでも正会員になれます。
なお、当法人の「設立趣旨書」、「定款」その他の基本情報は当法人のホームページをご覧ください。

★ 入会手続き
入会希望者は履歴書を添えて入会申込書を理事長に提出してください。理事会による審査があります。

★ 入会金、年会費
正会員の義務として総会で定める入会金と会費を納入しなければなりません。
・入会金　金一万円
・会　費　金一万円（年額）

賛助会員募集の案内

★ 賛助会員の要件
安心サポートの設立の趣旨目的に賛同し、かつ、賛助会員としての義務を果たすことにより、この法人を支援しようとする方ならどなたでも、安心サポートの賛助会員になれます。

★ 入会手続き
入会希望者は入会申込書を理事長に提出してください。

★ 年　会　費
・団体　一口　一万円、何口でも可
・個人　一人　五千円

寄付者紹介（敬称略）
令和３年４月～令和４年３月

熊本市　**荒木　絅子**　五十万円
筑紫野市　**森山　彰**　十万円
熊本市　**渡邉　京子**　十万円
熊本市　**両角　順一郎**　七万六千円
玉名市　**松尾　誠**　一万三千円
御船町　**豊田　春幸**　一万円
熊本市　**内村　直子**　五千円
熊本市　**岩瀬　清治**　四千円
西原村　**中鶴　辰雄**　三千円
熊本市　**井芹　浩文**　五五八円

合　計
八十一万一千五百五十八円
ありがとうございました。

復興中の熊本城

編集後記

安心の広場一〇号の発行にあたり、記者だった井芹理事長の昔取った杵柄効果で、計画から編集まで最短時間で発行することが出来ました、編集実務担当者としてお礼申し上げます。
コロナ感染の影響で、今期の定例総会も二年続きで事務所開催を余儀なくされました、会員同士の交流もない寂しい総会になりました。
次年度はコロナが収まり通常通りの年間行事が実施され、会員同士の交流が復活することを節に願って編集後記と致します。

岩瀬清治　記